ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号から十二号までを順次結んだ線及び標柱七号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第三千五百三十三号で指定した同号四八に掲げる土地の区域を除く。）

長野県下伊那郡天龍村神原
五一三〇番一　七号から九号まで
五一四〇番　十号及び十一号
五一四一番一　十二号

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
洞岩沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百五十三号で指定した洞岩沢川に掲げる土地の区域を除く。）

長野県埴科郡坂城町大字南条
字池ノ平　一五五〇番　一号
一五五二番　二号
一五五三番　三号
字大明神　一一一二番一　四号
一一〇七番二　五号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱六号から十号までを順次結んだ線及び標柱六号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千百五十三号で指定した洞岩沢川に掲げる土地の区域を除く。）

長野県埴科郡坂城町大字南条
字池ノ平　一五五八番　六号
一五六〇番　七号
一五四二番　八号
字後沢　一三九一番　九号
字大明神　一一四一番　十号

○国土交通省告示第四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
彦平沢一号

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県伊達市霊山町大字石田
字彦平　一番八　一号から十四号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
石田沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県田村市船引町船引
字石田　一四九番一　一号
一三一番一　二号及び三号
一二八番　四号
一二三番　五号
一二五番　六号
字四城内前　三二七番　七号
三二一番　八号及び九号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
木ノ内前沢三号

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県西白河郡泉崎村大字関和久
字木野内山　一番二　一号、二号、四号、五号及び八号
一番六　三号
一番一　六号
三番　七号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上湯野上沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県南会津郡下郷町大字湯野上
字杉ノ内　乙六七〇番リ　一号
乙六七〇番チ　二号及び十六号
乙六七〇番七　三号、四号及び十五号
乙六四二番イ　五号及び六号
乙六〇五番二　七号及び八号
乙六〇五番一　九号
乙六四一番二　十号及び十一号
乙六四一番一　十二号から十四号まで
乙六七〇番一二　十七号
乙六四八番イ　十八号及び十九号
乙六四七番一　二十号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
沼頭沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線（標柱五号と六号については、平成二十五年国土交通省告示第百四十一号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福島県南会津郡只見町大字黒沢
字沖　二八〇番一　一号及び二号
二八二番　三号及び四号
二八〇番二　七号
二二番　八号
字上ノ山　七六〇番イ　五号
七八四番二七　六号

○国土交通省告示第四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
本浦小川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十四年国土交通省告示第八百三十九号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県周南市大字大津島
字中屋浦　二六二番三　一号
二七八番一　二号
二六一番　三号
二六〇番　四号
二四六番　五号
一九五番二　地先道路敷　六号
二四一番一　七号及び八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
萩原上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県美祢市於福町下
字宮ノ前　三三四一番　一号、七号及び八号
字萩原　一五二三番一　二号及び三号
一五二一番　四号から六号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
粟野浦川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県下関市豊北町大字粟野
字蟹油　一九六五番一　一号から五号まで
一九六三番一　六号
一九五八番一　七号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太郎越北川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県萩市大字山田
字下太郎越　三七六五番一　一号
字大垰　一七五二番一　二号
一七三九番四　三号
三七六二番　六号
字太郎越　一七二一番　四号
一七一〇番　五号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
河内北川

(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県萩市大字椿
字オンボウ　四二八番　一号から四号まで
四三四番　五号
字河内　一五九五番一　六号